

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第10回津市総合計画審議会
2. 開催日時	平成19年12月27日(木) 午後1時30分から午後5時10分まで
3. 開催場所	津中央公民館2階大会議室
4. 出席した者の氏名	(総合計画審議会委員) 村澤忠司会長、北村早都子副会長、阿部 勲委員、生川介彦委員、 今井幹雄委員、内山則夫委員、大窪久美子委員、大田武士委員、 岡野茂樹委員、柏木はるみ委員、木下美佐子委員、小泉忠子委員、 杉田勝哉委員、須山美智子委員、竹林武一委員、中山大容委員、 西川正志委員、畑井育男委員、濱野 章委員、別所千万男委員、 水井悦雄委員、矢沢 祥委員、吉田 壽委員、若浪 常委員 (事務局) 渡邊副市長、宮武市長公室長、鈴木財務部長、橋本市民部長、吉岡環 境部長、正次商工観光部長、岡農林水産部長、西中都市計画部長、横山 建設部長、稲垣下水道部長、森田消防次長、谷中三重短期大学事務局長、 中村防危機管理担当副参事、村山総務課長、藤田健康福祉部次長、片岡 水道管理担当参事、上島学校教育・人権教育担当理事、竹仲行政経営担 当参事、石川行政経営課長、下里財政課財政担当副主幹、 渡瀬市長公室次長、野呂まちづくり計画担当参事(兼)政策課長、石井ま ちづくり計画担当副参事、伊藤まちづくり計画担当副参事、森谷財政課 財政担当主幹、澤井政策担当副主幹、辻岡主査、草深主査、長井主査
5. 内容	1 津市総合計画基本構想試案について 2 その他
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者の数	0人
8. 担当	市長公室政策課政策担当 電話番号 059-229-3296 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

### ・議事の内容 下記のとおり

<事務局>

皆様、どうもお待たせをいたしました。時間になりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、第10回津市総合計画審議会を開催させていただきたいと思います。

審議会の開会にあたりまして、渡邊副市長が一言、ごあいさつを申し上げます。

渡邊副市長

本日は、年末の押し迫って、大変お忙しい中を多数ご出席賜りまして、大変ありが

とうございます。本日の審議会につきましては、津市総合計画の基本構想試案に関わる、最終的なご審議をお願いをしようと考えております。この試案につきましては、本年の8月にお示しをさせていただきまして、当審議会をはじめまして各地区の地域審議会、またはパブリックコメントで、さまざまなご意見やご提言をいただいております。

特にこの審議会におかれては、分科会に分かれていただいて、集中的なご審議をお願いしております。これらのご意見・ご提言も踏まえながら、今回、必要箇所の修正をいたしまして、お示しをさせていただく予定でございます。本日は、そういう意味では、内容を説明させていただきながら、最終的なご審議につなげていただければと思っております。

今後も、非常に審議につきましては時間もない中、厳しい状況ではございますけれども、引き続き前期基本計画試案につきましても、ご審議をお願いしていく予定をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日は、大変ありがとうございます。

<事務局>

それから本日につきましては、関係部長も出席をさせていただいておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

それでは、さっそく審議会を進めさせていただきたいと思いますが、委員の出席状況を報告させていただきます。本日、井坂委員、川西委員、川端委員、櫻井委員、前田委員、若林委員におかれましては、所用のため、やむを得ず欠席というご報告をいただいております。また、若浪委員、濱野委員については、まだ現在、来られてみえませんが、あとで遅れてみえると思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、さっそく議事のほうに移らせていただきたいと思います。ここで申し訳ございませんが、渡邊副市長、所用のため、退席をさせていただきます。申し訳ございませんが、よろしくお願ひをいたします。

それでは、本日の審議会につきましては、資料1をご覧くださいと思います。お手元に、「津市総合計画基本構想試案 修正版」と書いてございます。これが、これまでのご意見等を踏まえまして、庁内で検討して、修正を加えたものです。修正箇所にアンダーラインが入っております。これをもとに本日、進めさせていただきたいと思ひます。

それから2点目としまして、12月中旬にそれぞれの分科会でご審議をいただきましたが、その内容につきまして、資料2から4までの三つの資料が、お手元にいっておるかと思ひます。これにつきましては各分科会で、いろいろとご審議いただきまして、ご意見・ご提言等踏まえ、文章修正を行った内容を、表に整理をさせていただいております。

それから、資料5についてでございますが、今後の前期基本計画試案にかかる審議の進め方について、のちほど、またご説明をさせていただきまして、今後の審議の進め方について、全体調整を諮ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

それでは、ただいまから、津市総合計画審議会条例、第6条の規定によりまして、

会長に、会議の進行をお願いいたしたいと思います。会長、よろしく願いをいたします。

村澤会長

先ほど司会の方がおっしゃられましたように、年末のお忙しい中、多くの方、ご出席いただきまして、ありがとうございます。さらに12月には、分科会を開いていただきまして、深く議論をしていただいたことと思います。今から、その修正された構想案について検討していきますけれども、皆様方は、分科会で議論していた中で、修正箇所、あるいは11月30日までに審議した分等を含めて、きょう資料1として修正されたものが、お手元に配付されておるとおもいます。

きょうはそして、もう一つは、各班が深く議論されていたわけですが、それについての全体的な調整というのは、ここでやっていないわけですから、そういうことも含めて修正箇所をあらためて説明をしてもらって、この総合計画審議会全体の了解ということにしたいと思っております。

そういうことで、議題は少ないですけれども、審議に入っていくとかなり時間がかかると思います。毎回言いますが、できるだけ、各自のご意見は簡潔に、要件をまとめて言っていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、先ほどお話がありましたように、出席者が現在22名、欠席者の方が6名、遅刻の方がまだおられますけれども、津市総合計画審議会条例第6条第2項の規定を満たしておりますから、開催させていただきます。

議事の進行に先立ち、会議録の署名委員を指名させていただきます。従来からやってきましたように名簿の順で、きょうは西川委員、別所委員のお二人に、後日、会議録の署名をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議題1のほうに入りたいと思います。議題、津市総合計画基本構想試案について、先ほども少しお話がありましたけれども、修正箇所をちょうど12月20日までの分について修正されておりますから、これを見ていただいて、そこを確認。あるいは他の分科会のほうの方で、初めてお聞きになる方は、ご質問があれば出していただく。それで、第1分科会、第2分科会、第3分科会という順で、進めてまいります。

今回は、従来は分科会の班長さんに説明をお願いしていたわけですが、今回は各分科会の内容を整理してもらって、事務方のほうからまとめて、その箇所について、だいたい10分程度で説明していただくと、こういう具合に思っております。

こういう方法で進めていきたいですけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」の声あり)

はい、よろしく願いします。

それでは、ただいまから第1分科会の説明について、副参事のほうから説明をお願いしたいと思います。

<事務局>

<各分科会に対する修正事項の説明>

村澤会長

それでは、第1分科会から始めたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

<事務局>

<第1分科会に関する修正事項の説明>

<事務局>

補足ですが、前回のこちらが先ほど回答させていただきました、総合計画審議会での答えということ、若干、活力のある分科会のほうでも議論がございましたので、説明をさせていただきたいと思います。

新産業交流拠点についての考えでございますが、本計画におきましては、県都としての本市の成長可能性を引き出すための計画的な土地利用の誘導を位置付けたいということで、津インターチェンジ周辺の土地利用については、新たな取組方法といたしまして、新産業交流拠点ということを位置付けて、提案させていただいているものでございます。

その背景は、大きく四つの考えで考えております。

一つ目は、現在、産業・情報機能の受け皿となっております、中勢北部サイエンスシティ、これは今後10年間で、造成区域の分譲を終える予定であるということ。

二つ目につきましては、現在の中心市街地につきましては、複数の拠点を配置するという、「都市核としての充実を図ること」と、こんなふうな考えでしておりますけれども、広くなりましたこの市域を考慮いたしますと、今の中心市街地のエリアでは対応が難しいというふうに、こういうようなこともあるのではないかとというようなことについては検討の余地があるのではないかと。これが2点目でございます。

三つ目は、中部国際空港への海上アクセス。また、新名神高速道路などの交通アクセスの向上によりまして、中心市街地の活性化に波及効果をもたらすような、新たな経済活動を生み出すような産業の展開の可能性を模索する可能性があることと。

四つ目といたしまして、まちづくり三法、改正されたまちづくり三法の主旨からも、郊外への大規模商業施設の立地は難しくなると。このような点を踏まえまして、議論が必要であると、このように考えてございます。

津インターチェンジ周辺の土地利用につきましては、たとえば、世界からの玄関口であるとか、津なぎさまちを活かした機能であったり、新名神高速道路や中勢バイパス開通による圏域内外との結節点という立地を生かした、公的施設等の配置。また、改正されたまちづくり三法との整合性を図れるような誘客施設の配置など、本市の求心力を高めていく可能性を持った土地であると、このように考えているところでございまして、その具体化につきましては、広大な敷地を持つ、県都として相応しい土地利用の在り方を明確にするために、津なぎさまちから大門・丸の内地区をへまして、津インターチェンジ周辺のゾーンにつきましては、総合的、また一体的な取組みが必要であると。このように考えておりますことから、重点プログラムなどの、今回、位置付けを行いまして、行政、関係者、有識者等が一体となって、本市の土地が新都心軸という形で考えさせていただいて、具体化に向けた取組みを進めたいと。現在、こんなふうな考えているところでございます。以上でございます。

村澤会長

はい。修正箇所もさることながら、今、追加説明を事務局のほうからやっていただいたんですけれども、それについても、たとえば、同じ箇所でも第3分科会ですか？こちらのほうでも検討してもらったわけですね。若干、少し説明していただいたんですけれども、それに対してご意見も、ほかの委員からあろうかと思えますけれども、あとでまとめてご意見をいただくということで、とりあえず、修正箇所の説明、それに付随する、修正した理由についての説明をしていただくということで、進めていきたいと思えます。

それでは、続けて修正箇所の説明をお願いいたします。

<事務局>

<第1分科会に関する修正事項の説明の続き>

村澤会長

ありがとうございました。第1分科会でいろいろ検討していただきまして、修正箇所、あるいは追加したらどうかとか、そういうご意見を分科会の中でまとめていただいた。それを、事務局側のほうで、今、説明していただいたような形で修正、あるいはそのままにしておくんだという理由説明、そういったことを説明していただいたんですけれども、これをどういう具合に検討していきましょうか。

第1分科会の方はかなり、深く検討されたと思えますから、第2、第3の分科会の方は初めてお聞きになられる方もおられるのではないかと思います。全体のこの会としての修正了承ということで、もういっぺん確認していきたいと思えます。

それから、先ほども冊子の23ページの新産業交流拠点については、3班のほうでも検討してもらっておるわけですね。また、3班だけの修正議論というのもおかしいですから、併せて検討していきたいと思えます。

それでは、初めからちょっと見ていきましょうか？この資料2のほうの11ページの9行目の修正箇所については問題ないですか？今の説明でよろしいでしょうか？

特に第1分科会のほうで、修正が出たわけなんですけれども、よろしいですか？修正をちょっと加えておりますけれども、よろしいでしょうかね。

吉田委員

11ページでございますけれども、その前に、この修正された前の所で、「安心安全対策の強化」から4行目ですけれども、「特に重要な項目としては、高齢者福祉の充実」っていうことが出てきまして、それで医療体制の充実と、この二つが並んでおりました。それで、直していただいた所に、「地域福祉」というのが加えられたわけなんですけれども、これがなかったんです。

それで、少子高齢化の時代でございますので、高齢者が特に重要な項目として挙げられておりますものですから、少子化の問題がちょっと欠落しておりましたものから、なんとか、その辺を修正してほしいという提案をしまして、いろいろ議論の結果、地域福祉には高齢者も少子化の問題も、福祉として捉えることができるもので、地域福祉という言葉にさせていただいたわけなんですけれども、まだ、4行目の「高齢者福祉の充実」というものが残っておりますものから、その辺が、なかなかこれで直しにくいのかどうかですね。これも「地域福祉の充実」とすれば、少子化の問題も入ってくるという意味で、より適当ではないかと思うんですけど、その辺の所を、ちょ

っとお考えをお聞きしたいなと思います。

村澤会長

それでは、健康福祉部のほうで、今、吉田委員のほうからご指摘がありましたように、(2)の所の4行目の所です。「今後の津市の行政サービスで、特に重要な項目としては、高齢者福祉の充実、医療体制の充実などが挙げられています」のことですね。そこに、地域福祉という項目が入れてはどうかということだったんだけど、修正がされていない。下の分は、修正されていますけどね。そこら辺の所、どこでご検討になったんでしょうか。

<事務局>

先ほどのご指摘のあった11ページの「(2)高齢者福祉の充実」、それと医療体制の充実という所の文言のことかと思いますが、この文言は、前の前のページ。9ページのグラフがあるかと思いますが、その三つ目のグラフに、今後において重要度が高いと評価された施策の、この上位10項目のうち一番目の高齢者福祉の充実、それと2番目の医療体制の充実という項目が挙げられているということから、この11ページの、特に重要な項目として、「高齢者福祉の充実、医療体制の充実などが挙げられている」というふうに表現されているという所ですもので、これをちょっと地域福祉に直してしまうと、アンケート結果と全然違う結果になってしまいますもので、ここは修正せずにそのまま置いたという所でございます。

村澤会長

という説明ですが、吉田委員、ご理解いただけますか？

吉田委員

そうですか。

村澤会長

アンケートは、あくまでも資料ですからね。アンケートと文章は全く同一にしなくてもいいと、そういう案もあるし、まあしかしアンケートを尊重して、特に重要な項目、第1、第2が「高齢者福祉の充実、医療対策の充実」ということで、それをあえて尊重する意味で重要項目うんぬんと、二つの考え方があるわけですけども、どうしましょう。ほかの委員の方で、下のほうに地域福祉という言葉が入っているから、少子化についても何らかの配慮があるんだという解釈で、この修正のままいくか。あるいはやはりこだわって、特に重要な項目としては、そこに「地域福祉の充実」という項目を入れてもらうか、そこら辺はどうでしょうか。

岡野委員

今の作文の内容ですが、「住民意識調査における施策の重要度評価では」と上のほうに書いてありますけれども、「高い施策の上位となっています」と。「また、今後の津市の行政サービスとしては」ということで、別にその重要度評価のアンケートの結果とは、作文上は関係なくなっていますよね。

だから、重要な項目としては、「地域福祉(高齢者福祉)の充実」、地域福祉の充実というふうに入れていただいてなんら問題ないのではないかと思いますけれども。今のお答えに関しては。

村澤会長

そうですね。どうでしょうか、ほかの委員の方。まあ、二通りあるわけです。

阿部委員

何か、先ほどの委員のご説明ですと、地域福祉というのは、高齢者も少子対策も入っているということでしたか？もし、そうであるならば、逆に市の姿勢として、少子高齢化に向けての対応的なもので、もう一つ地域福祉とだぶった言い方でない書き方のほうが、すっきりしませんか。

吉田委員

すいません。30ページを見ていただくと、「地域社会の形成」というのがあるんです。そこには障がい者とか子どもとか、いろんな福祉が出てきますけれども、高齢者、障がい者、児童の福祉というの、三つが入ってくるようです。それで、地域福祉という言葉でまとめたんですが。

村澤会長

吉田委員にお聞きしたいんですが、その30ページの(3)の文章の2行目の所で、「地域における福祉活動の充実をはじめ」と、これは地域福祉を指すんですか？「地域における福祉活動の充実をはじめ」また、あらためて、「高齢者、障がい者、児童福祉の充実を図ります」と書いてありますね。

吉田委員

この三つ以外にも、もう少し広範な意味も含んでおるかもわかりませんがね。

村澤会長

こういうことをひっくるめて、地域福祉と解釈してよろしいんでしょうかね。

吉田委員

まあいろんなものが入っていると。母子の福祉もあるし、生活保護の問題とか、いろんな福祉が、全部まとめて地域福祉という言葉でまとめられるかなあと、僕はそう理解したんですけど。福祉の専門家からいうと、もっと違う言葉があるかもわかりません。この冊子から考えて、そのようにしただけですから。

岡野委員

今の問題ですけどね。これはやはり流れから見ますとね、前半のアンケートを受けて記述されておると理解するのがいいんじゃないかと思います。したがって、9ページにグラフが出ていますね。「今後において重要度が高い評価された施策として、上位10項目」というのがあって、この中にグラフを見ると、上から二つの高齢者福祉と医療体制の充実が高いウエイトを占めておると。こういうデータに基づくと、先ほどの11ページの表現としては、「また、今後の津市の行政サービスとしては～」と、こういう表現でいいんじゃないかと、理解されますけども。

村澤会長

そう、解釈がそうですね。今、岡野委員がおっしゃったように、(2)の所にも。

岡野委員

表現がですね、そのデータを受けて書かれておるので、記述が「などが挙げられています」という表現になっていますから、非常に客観的な表現になっているんですよ。ですから、私はデータに基づいたというふうに理解しておったわけですけども。

村澤会長

ああ、なるほど。まあ当初より、二つの意見が出ておるわけですが。それでは、何か健康福祉部のほうから、何か専門的な立場からご意見をいただいて、それで採決して決めたいと思いますけれども。健康福祉部、あるいは専門的なことの担当職員の方がいられたら、説明をお願いします。

<事務局>

いろいろご所見をいただいておりますが、ここは今、委員の方がおっしゃったように、まず市民アンケートをとりました。それで、これはこれから総合計画ができてからも、時期を置いてとっていかなければならないと思っています。

まず、これは合併前の段階でしたが、そこで市民の意識がどういうことかという中で一つの課題というか、現状から見ようというところで来ましたので。だから、できれば、それを受けて、今後の方策うんぬんについては所管にて、さっきおっしゃった、少子化というのは、これからの施策の中には考えが出てきます。それを踏まえて基本計画の中でより、5年間何をするか、こういう流れですから。私はこの所は、ある程度、アンケートに忠実で、まず置いていただいて、そして、そのアンケートは、これから総合計画ができて1年2年後のやっていく中で、どのように変わるかという所を時系列で見るという意味からも、少し10項目なり、まず市民の皆さんが、これは広域全体をとりましたから、その状況を、まず押さえて展開したほうがいいのではないかと出し方をしております。

ですから、この辺は意見が分かれるところですが、これはあとの施策から見て、ここへ彫り込むとなると、これは少し市民から見ても、少し混乱を招くのではないかと考えています。もし議論いただくなら、これからの施策の次のステップの体系、それから基本計画の中で、より細かくというのが、今の主旨を生かしていけばいいのではないかと考えています。

村澤会長

よろしいですか？

(「はい」「異議なし」の声あり)

それでは、11ページの9行目の修正箇所は、ご了解をいただいたものとしていきましょう。

同じく11ページの16行目の表現ですね。特に第1分科会のほうで提案されているわけですが、何か第1分科会のほうで、このような説明でよろしいでしょうか？ほかの分科会にもご了解いただけますか。

(「はい」の声あり)

それでは、この件についても、ご了解いただいたものとしましょう。

その次、18ページの13行目をご覧いただきたいと思います。「参加と協働のまちづくり」の中の下線が入っております。ご意見、提言があったわけですが、それに対する対応。今、説明していただいた内容で、一部修正される形になるわけで



すけれども。

第1分科会の人に逆にお聞きしたいんですけれども、参加と参画の意味は違います。これは違うんですけども、使い方によって同じになることもあるでしょう？使い方によっては、表現の文章の前後の言葉によっては、全く違う言葉になりますね。だから、そこら辺のことは、第1分科会で、どう検討されたんでしょうか。

木下委員、説明いただけますか？

木下委員

当初、参加ということで、私たちずっと一般的な視点では捉えてきたんですが、最近になりまして、いろいろと「参画」ということを、逆に使われることになってきたものですから、逆に我々のほうがすごくこだわるようになってきてまして、それでこういった意見が出てきたんですね。つまり、一番最初の段階から参加させていただくのであれば、それは参画であろうと。ただ、参加というと、何か覗きにあって、単に傍聴しているみたいな感覚というんですかね。そんなようなのがありましたので、あえてこだわったんです。

でも、これはずっといろんな所で、先ほどのご説明を聞いていますと、参加は参画を含むということ、きちんと明示してくださっていますので、それならそれで納得いたしました。

村澤会長

よろしいですか？ほかに何かよろしいですか？

(「結構です」の声あり)

それでは、第1分科会、よろしいですね？

それでは、次に行きましょう。23ページの新産業交流拠点についての件に関して。

<事務局>

先ほども若干、ちょっと触れさせていただいておりましたのですが、23ページの新産業交流拠点の部分につきましては、3番目の分科会の所で具体的な修正文案も含めて、ちょっとこちらの分科会で、相当ご議論をお願いしておりましたので、今回、この第1分科会の部分も含めて、3番目の活力のあるまちづくり分科会のほうで、ご説明をさせていただいた上で、ご議論をお願いしたいと思います。

村澤会長

それでは、第1分科会とご指摘がありましたけれども、これは第3分科会の同じ修正箇所ということで、そちらのほうで議論するというので、今回これ、第1分科会としては、議論をあとの第3分科会に、またあとで出させていただくということで、これはちょっと飛ばしましょう。

<事務局>

すいません。進め方なんです、この序章の所とか基本計画のまちづくりの目標とか、この辺につきましては、各分科会共通で議論をしていただいておりますので、まず、まちづくりの目標と、それから、分科会それぞれが個別に審議をしてもらった所を、まず進めていただいたらどうかなと思うんですけれども。

全体の所は、それぞれの分科会が全部やっただいていますので、一応、全部聞いていただいて、全体の所はやっていただいたらどうかと、こう思うんですが。

村澤会長

まちづくりの目標についてはあとでやり、計画策定の背景、ここを先に各分科会の意向を聞くということですか？

そうですね。それでは、とりあえず、計画策定の背景、第2章のほうについて、先に……。

<事務局>

会長、すいません。それぞれの分科会で、ご審議していただいておりますのは、第2章のまちづくりの目標とですね。それから、基本構想のうち、第4章のまちづくりの施策体系と、それから、第2部の基本構想のうち、重点プログラムの編成とその展開方向について、各分科会の委員さんに御審議を賜っております。

それで、全体の審議事項につきましては、第1部の序章1ページから13ページまで、それから、第2部の基本構想のうち、「第1章 津市の将来像」の14ページから16ページまで、それから「第3章 土地利用構想」の19ページから26ページ、それから「第6章 構想を推進するために」の50ページから51ページを、全体の審議事項とさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

村澤会長

ちょっと、私、会長としての打ち合わせをきちっとやっていなくて、1から議論を展開したんですが、そういう具合にやったほうが能率的ですね。

ちょっと議事の進行が混乱いたしまして、すみません。それでは、全体、第1部、第2部の第1章、第3章、第6章については、三つの分科会で検討してもらっているわけですね。

<事務局>

会長、すみません。少し休憩していただいたらと思ひますけれども、よろしいですか？

村澤会長

ちょっと進行が混乱いたしまして、ごめんなさい。10分間、休憩します。

(休憩10分間)

村澤会長

はい、すいません。それでは、再開したいと思ひます。

第1部 第1章、第2章、第2部第1章、第3章、第6章は、全部の分科会で検討してもらっているわけですね。そして、各班で独自に検討してもらったのは、第2章の1から5までありますけども、1と2が第1分科会、3と5が第2分科会、4は第3分科会で検討してもらったんですね。

それから、第4章の中では、1番と2番が第1分科会。それから、3と5が第2分科会、4が第3分科会で検討してもらっているわけですね。

それで、私をはじめ混乱していましたように、全体で議論してもらっている部分については、もう一括で、全体で説明を受けてからやったほうが能率的ということで、

今、第1分科会だけの説明をしてもらったんですけども、この際、併せてもう第2分科会、第3分科会の審議内容もここで説明してもらって、重なっている所は全体的に全体のここで確認するというように進めていきたいと思います。

それでは、第2分科会について、同じように事務局のほうから、まとめていただいたものを説明していただきたいと思います。お願いいたします。

<事務局>

<第2分科会に対する修正事項の説明>

村澤会長

ありがとうございます。関連したことはあとで、三つの説明を受けたあとで、することにいたしまして、続けて第3分科会のほうの検討事項を、修正箇所等、説明していただきます。

<事務局>

<第3分科会に対する修正事項の説明>

村澤会長

ありがとうございました。今、3人の担当者から各分科会の修正箇所、あるいは意見、そういったことの対応を説明いただいたわけですね。修正箇所を全体を通して、第1章から見ていきたいと思います。

それで、班によって第1分科会、第2分科会、第3分科会、どの分科会からも出ると思うんですけども、順番は別に指定しませんから、第1章の「総合計画策定にかかって」という所から見ていきましょう。ここについては、第1分科会のいろんな訂正も出ているように説明になりましたけども、第1章、何か修正箇所、あるいは関連していることで、ご意見があれば、出していただきたいと思います。

2ページの内容なんですけれども、まず、全体会のことですね。三つの分科会ですべて検討してもらっておりますから、内容的にはご理解いただいていると思いますけれども、よろしいですか？

(「はい」の声あり)

はい、それではそれでいきましょう。

第2章にいきます。「計画策定の背景」という所ですね。1番目の本市の概況、本市の特性、3ページから4ページにわたって、よろしいですか？

(「異議なし」の声あり)

では、5ページの「時代の～」以下、修正してもらっていますけれども、特にご意見がないようでしたら、よろしいでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

それでは、次の6ページの「人口、世帯の現状と今後のすう勢について」

(「異議なし」の声あり)

それから、次、7ページの「市民の意識」。これもアンケート結果を、説明を加えていただいただけですけれども。

(「異議なし」の声あり)

併せて10ページの「本市の主要課題」。

(「異議なし」の声あり)

はい。それでは、第1部ですけれども完成版ということで、よろしいですね？

(「はい」の声あり)

それでは、次、「第2部 基本構想」へ入りましょう。

北村副会長

ちょっといいですか？5ページなんですけど。

この環境問題深刻化、第1行目ですけれども「エネルギーの問題から」の、「から」は、「をはじめ」というふうに直していただいたほうがいいのかな。何々からがあると、何々までというふうになるのかなあと…。

村澤会長

まあ、言葉の表現ですけどね。これについて何か、ご意見ないですか。

<事務局>

ご意見いただいたのに、修正させていただきます。

村澤会長

「エネルギー問題をはじめ」に変更でいいですか？それでは、第1部よろしいですね？

(「はい」の声あり)

それでは、第2部いきましょう。基本構想。

第1章からいきます。「津市の将来像」という、その第1番目、基本理念。第3分科会で、いくつか修正をしていただいておりますけれども、よろしいですか？

それから、次の16ページの「将来像、想定人口」。ここは、どの分科会も検討していただいて修正はなかったんですけども。

(「はい」の声あり)

それでは、次に第2章に入りましょう。「まちづくりの目標」。美しい環境と共生するまちづくり。2番、安全で安心して暮らせるまちづくり。3番、豊かな文化と心を育むまちづくり。次のページの活力のあるまちづくり、参加と協働のまちづくり。これについても、第2分科会で、かなり検討してもらっておりますけれども、これによるのでしょうか？

(「はい」「異議なし」の声あり)

はい。それでは、第2章についても、これでご了解いただいたものとしましょう。次に、「第3章 土地利用構想」。

(「異議なし」の声あり)

それから、22ページのゾーン別の土地利用方針。第3分科会で議論してもらっている箇所があるので、修正してもらっている所は、よろしいですか？

(「はい」の声あり)

23ページ3番、「まちの骨格形成方向」。これも第1分科会でいくつか、あるいは第2、第3分科会で検討してもらって、修正を説明してもらいましたけれども、これによるのでしょうか？特に第1、第3分科会、いいですか？

杉田委員

ちょっとすいません。

やっぱりこの新しい、「新たな産業交流拠点」という、この位置付けという言葉が具体性にやっぱり乏しくて、基本的にさっきも何か、第1分科会的时候に「新都心」というお言葉が出てきたと思うんですが。では、今までの都心はどうなったんやというような誤解を生むような、まあ詳しく読むとそうではないんですけども。そういうような、雰囲気がございます。

それで、この「新たな産業交流の拠点」、産業は果たして具体的に、もう何か決まっておるのかみたいな想像をされる方が多いわけですから、その辺の所は、やはりもう少し「市民交流の拠点」とか、「これからのまちづくりの交流拠点」とかというような形に変えていただけたほうが、本来はいいのではないかなあと思うわけです。以上です。

村澤会長

はい。従来の産業拠点、それに対して「新産業交流拠点」について、この産業交流拠点の表現が、少しわかりやすいような言葉遣いに変えたらどうかというご意見ですけれども、何か、ほかの委員の方から、関連したことはございますか？

それでは、これについて何かご意見を事務局から。

<事務局>

すいません。こちらの「新産業交流拠点」につきましては、第3分科会のほうで、

かなりご意見をいただいて、ご議論をいただいた件でございます。

まず、先ほども若干、説明をさせていただきましたが、基本的な考え方を簡単に説明させていただきたいと思うんですが、本冊の修正版の20ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、土地利用構想の土地利用の基本方針ということで、20ページの(4)ですが、「成長可能性を引き出す、土地利用の誘導」ということで位置付けをさせていただいております。

これは、いうまでもなく今後、人口減少時代のまちづくりを迎えていくということで、市街地の拡大ということは、これはどこの市においても、基本的な考え方はないということが原則になってくるんですけれども、やはり本市の成長可能性を引き出すためには、減少時代においても、過大にならない範囲で計画的な土地利用の誘導を図って、本市の成長可能性を追求していきたいと、こんな思いから、この項目を土地利用構想の中で位置付けさせていただいたものでございます。

それで、こちらを具体的にさせていただいたものが23ページの「まちの骨格形成方向」というものの新産業交流拠点という位置付けをさせていただいてございまして。まず、この新産業交流拠点につきましては、津インターチェンジ周辺だけではなくて、二つ。津インターチェンジ周辺地区と、もう一つ美杉地区をはじめとした中山間地域というような形で二つの交流拠点。これは新市における、いわゆる成長を、人口減少時代においても成長の可能性をやっぱり追求していきたいという形で、新たに土地利用をしていきたいというようなところを位置付けをさせていただいたものでございます。

それで、いろいろいただいた議論の中で、今、杉田委員さんがおっしゃっていただきましたように津インターチェンジ周辺地区につきましては、旧津市の時代から、ずっと課題になっている所でございます。まちづくり三法が改正される以前は、いろんな地元からのご意見とかご要望がありまして、やはり大規模な商業店舗とか、その辺の土地利用が想定というか、要望とかされておった。こんなような現状がございまして、そういうことを危惧されて、ご意見をいろいろいただくというようなことであつたかと思っております。

ただ、こちらの交流拠点につきましては、先ほども申しましたように、やはり本市は合併をしたなかで、やはりあその土地というのは非常にポテンシャルの高い土地ということで、この構想の中で具体的にどんなことをしていくということは、まだ可能性をこれから調査研究を。そんなことを考えて、みんなでこれを、どういうふうな土地利用ができるか考えていきたいということは考えておりますけれども、新市において、やはりポテンシャルの高い土地ということで、なんらかの位置付けをさせていただいて、やはりこちらの津なぎさまち、それから中心市街地の大門・丸之内地区、インターチェンジ周辺、これらの新都心軸でございます。この軸を、新しい新市の軸と、新都心軸というふうに位置付けをさせていただいて進めていきたいなど。こんなふうな考えから、この新産業交流拠点を位置付けさせていただいたものでございます。

それで、ただ文言的にわかりにくいというような表現が、ご注文もいただいておりましたので、まず「新産業交流拠点」という部分が、「新産業」というようなことを

想像させるということで、これは新たな交流と連携をさせるような産業と都市施設というようなことという意味で土地利用の構想の中にも書かせていただいておりますように、ここを、「新たな産業交流拠点と位置づけ」という文章に変えさせていただいております。

それで、「広域的な陸の玄関口に相応しい新たな機能を誘導し、圏域内外との交流を拠点の形成を」。こちらは以前は「整備」となっておりました。この整備というふうになってまいりますと、「もう、何かやることが決まっておって整備していくのか」というような表現にとられるということもございまして、こちらを「形成をめざしていく」という表現に変更させていただきました。

続いて、24ページに移っていただきますと、下線の部分ですけれども、「中心市街地の活性化など、本市の経済活動に波及効果をもたらす、産業機能の立地可能性を追求します」ということでさせていただいておりますが。以前は、「産業機能の受け皿づくりを目指します」と、はっきり受け皿づくりを目指す、「受け皿づくり」というふうに書かせていただいておりますので、これは何かまたやることが決まっておるといふ形の誤解を招くのではないかと。こんなことも考えまして、「産業機能の立地可能性を追求します」ということで変更させていただきました。

それで、分科会の中でも、あそこはやはり杉田委員さんがおっしゃったように、もう交流拠点だけとか、そういうふうなことで位置付けたらどうやというふうに言われたんですけれども。やはりあの土地はかなりやっぱり成長可能性のポテンシャルが高いということで、やはり本市に経済効果をなんらか生み出すということで、やはり産業という言葉がなかなかはずせないのではないかとというような形で、このような表現にさせていただいたものでございます。以上でございます。

村澤会長

はい。今、説明していただいた内容で、ちょっと杉田委員のご意見とは相交わらない部分もあるんですけれども、よろしいですか？

杉田委員

もう一つ。

実は、2007年11月30日から都市計画法の改正、それから建築基準法の改正等で、まちづくり三法のうち中活法（中心市街地活性化法）とか、そういうモデルとしてのコンパクトシティー構想が打ち出されております。これの中に、今度、三重県商工会議所連合会さん、あるいは三重県商工会さん、あるいは三重県中小企業中央会さん、それから三重県商店街振興組合連合会、連携しまして、三重県知事に「準都市計画区域の優れた指定に関する要望」を準備しております。

こういう準都市計画地区指定の検討も、いろんな所が進めておりまして、そういうようなことも、そういうものはもうスコンと何も抜け落ちておるところでございます。この総合計画の中では、そういう意味合いも含めて、それをどういふふうに取り入れていくのか、あるいは都市計画の中へ取り入れていくのか。この辺の所も、もう一度、見直していただいたらなと思うのは、いわゆるどンドン世の中が変わっております。その上、私らがこういうことに感けておる間にも世の中は変わっておるといふことで、私、意見として、審議会とは別にこういう6枚のペーパーを、6ページのペ

ーパーを出ささせていただきましたが、世の中って、本当にもう変わって、もう刻々と変わっておりまして、もう既にことしのおせちそのものが値上がりするというぐらい、世の中が変わっておる。

そういうことから考えますと、こういう新しく準都市計画区域というものの設定なども、非常に必要な問題であって、従来のような都市計画をベースにして、ものを考えておるだけでは駄目ではないかな。なぜならば、このいわゆる総合計画は10年間の将来に対する計画であるということも、もう足元から狂ってしまつたら最後まで狂うわけですから、こここのところをもう一回、事務局のほうで、その辺も含めてお考えいただければ、ありがたいかなと、このように思います。以上です。

村澤会長

本来ならば、そういう議論は、既に分科会でぼちぼち煮詰めておいていただきたかったんですけども。

今井委員

そういう論議はしました。したがって、うちの分科会の会長杉田委員のもとで議論したわけです。貴重なご意見として承ったと、こう思っております。

村澤会長

はい。第1分科会で検討していただいている内容を、新たにもう一遍、杉田委員のほうから、我々に話をしていただいたんですけども。先ほど、事務局のほうから説明がありましたように「新たな産業交流拠点」と、こう位置付けを表現してあるわけですから、かなり広い意味で対応を考えているんじゃないですか？

だから、杉田委員がおっしゃるように、将来、いろんな変化が起こると思います。現に、今もいろいろ例を挙げられましたけれども、そういうようなことをやはり包含していくような名称として、「新たな産業交流拠点」すなわち、新産業交流拠点、こういう名称でいいんじゃないでしょうか、どうですか？

まあ、杉田委員のおっしゃったことも大事なことです。また今後、行政サイドでいろいろ考える中で、いただくということで、この計画はこの文章でいきたいと思えます。よろしいですか？

(「はい」の声あり)

岡野委員

文章はそれでいいですけど、タイトルはこれでいいんですか？タイトルで、「新産業交流拠点」とありますけども、「新しい」とか、あるいは新を除くとか、内容であるからよろしいですか？

村澤会長

上に産業拠点と、こういう表現も出ておりますから、それに対して「新」と付けるということです。

(「はい」「異議なし」の声あり)

はい。それでは、24ページ「交通ネットワークの形成」もいくつか修正が入って



おりますけれども、よろしいですか？

内山委員

ちょっとすいません。24ページの「レクリエーション拠点」の中に、「豊かな自然環境などを活かして」ということで、具体的な地域の名前が挙がっておりますが、私は河芸地区の審議会委員ですけれども、海岸関係で御殿場海岸、香良洲海岸と二つ書いてあるわけです。できたら、河芸マリーナというのを入れていただくと、いいんじゃないだろうかという、これは私の意見でございます。ご検討をお願いできたらと思います。

村澤会長

少しちょっと河芸の北のほうに離れておりますが。

内山委員

海岸線が河芸まで伸びてきたわけですね、新しい市になって。河芸のマリーナはご存じのとおり、岐阜県の人が使っているマリーナなんですよ。私どもの地域審議会の中で、これを、もう少し新しい津市全体での活用、市民も活用できるような位置付けをさらにしていったらいかがか、という意見が出ておりましたものですから、一言申し上げたわけです。

村澤会長

それでは、この辺の所について事務局からお願いいたします。

<事務局>

ここの表現につきましては、基本的にということ、将来的に広がりを持てるような意味合いで使っていますので、ちょっとこのマリーナということになると、施設ということになってきますので、ちょっとここへの表現はすぐわれないのかなと思います。ただ、そのマリーナについては、地域かがやきプログラムの中で、また基本計画も含めて、その辺は記述をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

村澤会長

それでは、そのようにしてください。それでは、第3章は、以上でよろしいでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

それでは、「第4章、まちづくり施策体系」という所にいきましょう。「環境と共生するまちづくり」で、27～28ページにかけて、言葉の修正が少し入っていますけれども、第3分科会で検討してもらったんですかね。何か追加の質疑応答ございますか。

それでは、岡野委員、お願いいたします。

岡野委員

「循環型社会の形成」の丸の1、2番目。「廃棄物等の適正な処理を推進するため、環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用により、新最終処分場建設を推進します」とあるんですけれども、「環境に配慮した」という内容は、きょうも地域審議会

をやってきたんですけど、こういう表現ではなくて「現状の環境を変えることなく」とか、「環境アセスの」、それよりむしろ、「現状の環境を変えることなく」でしょうね。「環境に配慮した」という意味がちょっと、どういうことなのかと思われるんですが。

まあ安全で安心というのは、「安定した新最終処分場」といいたいまいかな。技術的には世界最新の」とかね、世界最新でなきゃいかんと思うんですよ、これからのものは。都市の中にも、非常に大都会の中にもいろいろ最終処分場ができておりますけれども、最新のものがどんどんできておりますよね。

ちょっとそのあたりのこの内容の、文言の内容に対する理解度が、まだ十分でないんで安心できないかなと思われませんが、いかがでしょうか？

村澤会長

それでは、お願いいたします。

<事務局>

ここの「環境に配慮をした」というのは、たとえば、周辺的生活環境であったり、その地域の自然環境であったりということで、それを専門的には環境アセスメントということで、いろんな部分が環境保全の検討がされますけれども。特に現状をそのまま残すというのは、基本的にはちょっと難しいと思うんですね、やはり施設をつくるわけですので。その中で、最低限環境への影響を与えないということを考えていくわけですので、そういうことで、「環境に配慮をした」というような表現にしております。

岡野委員

環境法ですね、法律なんかは要するに最低の数値を挙げているわけですよ。本来あの数値を守ればいいという問題ではないと思われるんですね。基本的には、現状環境の維持なんです。それがあって、新最終処分場の建設ということの前提でないことには、適正な廃棄物の処理の建設の推進にはならないと思われませんが。ちょっとこのあたり、「環境に配慮した」というのは、いかがですかね。ちょっと議論いただきたいと思います。

村澤会長

今、岡野委員からこういう意見が出ておりますけれども、ここの表現がもう少し具体的な表現を入れたほうがいいんじゃないかという主旨じゃないかと思うんですけども、委員のほうで何か、関連してご意見がございますか？

それでは、今井委員。

今井委員

岡野委員さんのご意見、ごもっともですけども、環境の意味がちょっと。私は、違う、この環境に配慮というのは、違う意味で理解しておるんですけどね。これから、こういう施設、やはり環境に配慮してもうてなければ困るわけですし。施設の内容の、より高度なものというのは、またそれは事業に入ってからの問題だと思っておりますのでね。ここでは、環境に配慮というのは違う立場から理解しておるんですけども。ここでは、これでいいんじゃないかと思うんですけどね。

で、岡野委員さんの言われるのは、つくるなら、より素晴らしいもの。これはもう

当然のことだと思います。

村澤会長

ほかに何か。はい、杉田委員。

杉田委員

「環境に配慮した」と、いわゆる、最終処分場でございますけども、要はおそらく今後、津市になりますけれども産業廃棄物はもう受け入れないよという条例ができました。ということは、逆にいうと、産業廃棄物を持って行く所は、個々の業者ということになります。今、この間もずっと建築の関係の方に聞いたら、ものすごく家屋の取り壊し等が多くて、そういうものが放る所がなくて、ものすごく高くなるというようなこともおっしゃって見えました。

したがって、いろんなもの、いわゆるただ市民が生活から出るものだけを捨てるというものもあれば、基本的には、公でやれるようなものではなくて、私企業的にやる処分場というものも、産廃処分場というのもございますので、そういう所を、きっちりわかるようにしておいたほうが良いかなと考えます。

村澤会長

まあ「環境に配慮した」という表現って、非常に幅広い表現ですね。これ、もし具体的に、たとえば最終処理場の新しい建設というのは網羅されるようになるんじゃないか。もちろんそういう問題が出てきますね。だから、ある意味では、「環境に配慮した」という表現のほうが、具体的な建設をしていく中で、意見が言える状況に置いておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

よろしいですか？

(「異議なし」の声あり)

村澤会長

はい。それでは、お願いします。

北村副会長

よろしいですか。ここの作業で「環境に配慮した」という言葉だけを取り上げると、この言葉は、次の「安全で安心」だという所につながって書かれているように思われますので、この「環境に配慮した」という意味が、安全で安心だという、方向につながっていくような気がしますよね。

村澤会長

そうですね、確かにそうですよね。それでは、ちょっと今、いろいろ意見が出ましたけども、今、この文章表現はこのままにしておくということで、ご了解いただいたものとしましょう。

(「はい」の声あり)

また、杉田委員おっしゃっていただいたことは、また今後、施設を建設、新しいものをつくる際には配慮していただくということで、お願いをしたいと思います。

(「はい」の声あり)

北村副会長

27ページの1番の括弧の四つ目の白丸なんです。ここの第1分科会のことでも意見が出ていましたが、このままの文章でいきますということだったんですが。「行政が環境を改善する、ルールを確立し、ここで点が入って、実行する所に「市民が」という「・」ではないですが、「確立し」で点が入っているものだから、何か行政が先にルールを確立するんだというふうに受け取れますので、第1分科会では「行政が率先的に環境改善のためのルールを確立し、実行するとともに」と、ここまで、一つの文章につなげたほうが、わかりやすいのではないかな。

<事務局>

「、」を取るということですね。

北村副会長

そうですね。ルールを確立、そのあと実行するのは、行政が率先的にやるんだよという意味だよといった説明を受けたものですから、行政が率先的に、まずはルールを確立して実行するんだよ。こういう意味なんだよというふうに、ご説明を受けたものですから。

修正なしということですが、やはりその部分は修正していただいたほうが、わかりやすいかなと思われま。

<事務局>

すみません。少しわかりにくい表現だったかもわかりません。「行政が率先的に環境改善のルールを確立し、実行する」というような表現でよろしいでしょうか。

北村副会長

はい、そのようにお願いします。「行政が率先的に環境改善のためのルールを確立し、実行をするとともに」までですね。一つの文章に、点なしです。

村澤会長

それでよろしいですか？

(「はい」の声あり)

村澤会長

それでは、そのように修正していただくということです。  
それでは、次に「安全で安心して暮らせるまちづくり」。(2)健康づくりの推進と地域医療体制の充実」ですが、何かご意見ございませんか？

はい、よろしいでしょうか？

(「はい」の声あり)

村澤会長

それでは、次の「3 豊かな文化と心を育むまちづくり」、第2分科会がかなり重点的に議論していただいたんですけども。これはかなり修正していただいておりますね。

大田委員

よろしいです。

(「異議なし」の声あり)

村澤会長

なしですね。よろしいですね？

阿部委員

ちょっと小さいことですけどね、32ページの上の丸の5行目です。皆さん、これはわかるのかしらんけど、僕はちょっとわからないのが、子どもたちの「連続した生きる力」。わかるようなわからんような、私はそういう気がするんだけど。ちょっと教えてもらいたい。

<事務局>

教育委員会ですけども、「連続した生きる力」といいますのは、1年生、2年生と小学校の、いったら幼稚園から出ますと12年間ですね。そういった中で途切れなく、いうたら小学校から中学校、そういった段階も含めて、連続してやっぱり子どもたちを見ていこうということも含めて、連続したという意味でございます。

ちょっとわかりにくいかもわかりません。こういう表現を「連続した」という言い方で、教育のほうでは話をしておるんですけども、ちょっとわかりにくいかもしれません。

村澤会長

ああ、そういうことで。あまり日常では使わない、ちょっとわかりにくいような。

<事務局>

すみません。先ほどちょっと成長に合わせてという話があったんですけども、成長に合わせてという意味ではございません。

柏木委員

小中一貫したということですか？

<事務局>

幼稚園から小学校、小学校から中学校と、そこでやっぱり子どもたちの変化に対して、学校、どうしてもそこにいるんな学校があります。その所をきちっと見ていこうということ。ですから、言い方としては「連続して」となるんです。

村澤会長

意見として出ておるんですけどね、この「連続して」を取って、「子どもたちの生きる力」と、こういう表現にしたらいかがですか？

<事務局>

「生きる力」というのは、文部科学省も言うている話なんですけれども、特に津市としては、先に言うていました12年間なりを、きちっと間をあけないで見ていこうという所に強調したい所があります。

北村副会長

連携推進と書いてあるんだから、ずっと連続されているということは、もうここであたわれているのと違うかな？

<事務局>

わかりました。いろいろ意見があってわかりにくいですので、先ほど言われましたように、「連携」などこちらにありますので、その所を踏まえて「子どもたちの連続した」というのは、その上のほうのことも含めるということで「連続した」というのを抜かしてもうて、「子どもたちの生きる力の育成」ということにさせていただきます。

村澤会長

ご意見、どこですか？

阿部委員

今の所です。「基礎学力の向上と生きる力」。

世界的に日本の小中学校の生徒のレベルが非常に低いという結果が出ていますよね。だから、僕はね、先ほど何か英語教育うんぬんってあるけれども、そういう外国語教育の教官とも話したことがありますけど、「一番大事なものは日本語です」という話なんです。だから、そういう基礎学力をつけるということが一番大事なことで、それが生きる力につながってくるんです。

だから、「基礎学力の向上と生きる力の育成」。なんか、そういうような感じでやっていただければ、ありがたいというようなコメントは出しているんですけどね、使われていないので気になっている。地域審議会の意見書で出しています。

村澤会長

そうしたら、またそちらから挙がってくるかもしれませんね。

阿部委員

いや、もう前に出しています。

<事務局>

「生きる力」という定義がございまして、これは国のほうが言っている定義なんです。これには、「基礎基本の学力、豊かな心、体力」と、この三つを含めて生きる力と、この中に含まれております。既に。そういう考え方でつくらせてもらっています。

村澤会長

それでは、「子どもたちの生きる力の育成」、これだけでよろしいですか？

阿部委員

あのね、生きる力、基礎学力ね。中に入っていますと言うけれども、たとえば、英語教育をやりましょうかと、これも中に入ってくるわけですね、生きる力。僕が言いたいのは、先ほど言ったように世界的にレベルが下がっています。基礎学力のレベルが下がっています。それはもう、何回でも言っても大事なことだし、英語教育うんぬんの前に大事なこと。それは、生きる力というのは基礎学力も含まれます。それはそうでしょうね。すべてが入るわけだから。だから、強調しておいてもいいんじゃないですかということ。一般の人が見て、わかりやすい。

「基礎学力=生きる力」だっていうことは、わからんわけではないけれども、何かちょっとジャンルが違うような気がしますね。あとは、お任せします。

村澤会長

あるいは、生きる力ということを、わかりやすく説明するために、定義の説明をつけるとかね、何か配慮したらどうでしょうか。

今井委員

さっき言われた三つを括弧書きに入れておいてください。

村澤会長

用語説明の所に入れるかですね。

今井委員

専門家はわかるけれど、我々市民はわからない。

村澤会長

教育関係者は具体的にイメージがおわかりになると思いますが、一般の方はなかなか理解できないというのもあって、基礎学力などが出ていると思うんですね。だから、そこはちょっとわかるように何らかの説明を加えたらどうですか？

<事務局>

わかりました。この文面に入れるか、あとの用語の説明を入れるかは別にしまして、何らかの形でわかりやすいようにさせていただきたいと思います。

村澤会長

それでは、一応、今の修正としては、「連続した」を取るということで、ご了解いただきたいと思います。

(「はい」の声あり)

それでは、32、33ページ、第2分科会で検討していただいたんですけども、ほかに大きな修正、疑問点はございませんか？

(「はい」の声あり)

はい、それでは次、34ページの「活力のあるまちづくり」。34、35、36ページにかけて、第3分科会で検討してもらっていたわけですが、何かご意見なり、追加修正ございますか？

(「よろしいです」の声あり)

それでは、先ほど事務局から説明していただいたような内容の修正だけに留めておきたいと思います。

それでは、次に「参加と協働のまちづくり」。これは、第2分科会でかなりいろいろご意見が出て修正もかなり加えていただいたんですけども、何か追加の訂正とか、ちょっと理解しがたいという点がございましたら、ご意見ございませんか？

はい。それでは柏木委員、お願いいたします。

柏木委員

37ページの丸二つ目ですが、「生活支援を充実するなど、国際化を展望した取り組みを計画的に進めます」、これを訂正加筆していただいたんですけども、これは「取り組みを進めます」ではなくて、「計画的に進めます」というのは、何か意味があるの

ですか？

村澤会長 分科会で何か、この辺の議論は出ましたか？

<事務局> この関係につきましては、のちほど基本計画のほうでも出てきますけれども、津市国際化基本計画というのを策定して、それに基づいて計画的に進めていくということがありまして、こういう表現をちょっと使ったところでございます。

村澤会長 よろしいですか？

柏木委員 はい。

生川委員 同じ箇所ですけれども「国内の都市間交流はもとより、姉妹都市や友好都市等」というのをに入れていただきたい。私、友好都市じゃないんですが、友好都市に準じる都市との交流をやっていると思っているんです。相手に評価されても、こちらでは評価されていない、これはおかしい。だから、「等」というのを入れてほしい。  
向こうが来たときには、ちゃんと市長を表敬訪問しているわけですよ。

村澤会長 なるほど、友好都市でない所とも交流をやっている。  
姉妹都市や友好都市「等」との国際交流ですね。

<事務局> ここの表現は、国際交流というのを捉えて、今、進めようとしておるのは、一つは従前から進めておる姉妹都市、友好都市。それは一つ、なんといいですか、一番の頭として挙げさせていただいた。構想という性格がございますので、当然、国際化というのは生川委員がおっしゃるように、いろんな意味での幅広い国際交流というのは当然のことであろうと思いますし、ここにはそこにあまりこだわらずに、今、中心的に進めておるのは友好都市、姉妹都市というのを、ここに挙げさせていただいたということでございます。

それから、先ほど若干お話がありました、もっと幅広い国際化を目指した取り組みというのは、先ほど柏木委員からのお話もございました。柏木委員も、ちょっと参画していただいておりますけど、国際化基本計画の中で、いろいろな方策をうたっていく。そのようなことございまして、構想という性格も併せまして、こういう表現をさせていただいたということでございます。

村澤会長 そこへ「等」を入れたらというご意見なんですが、その点はどうですか？

<事務局> 「等」は入れていただいて結構ですけれども、入れていただく意味というのは...。別にいいんですけど...、こだわりませんけれども...

村澤会長 「等」を入れることによって、今の説明が変わるようなら考えないといけないので



すけども、同じ内容だったら入れてもいいんじゃないですか。

内山委員 今の説明だと、等じゃないと思いますね。「主に」とかじゃないですかね。

村澤会長 どうでしょう？ 入れたら、どういうことが懸念されますか？

<事務局> 特に懸念をされるということはございません。

村澤会長 入れてもいいんじゃないですか。

北村副会長 入れてくださいね。

村澤会長 少しでも広いという意味で。では、その所、修正なかったけども、あらためて修正ということで、「姉妹都市や友好都市等との国際交流」ということにしましょう。

小泉委員 すみません。そういうふうにしていただければ、17ページの一番最後の2行目の所ですけど、「地域社会を担う元気な人づくりを進めるなど」その後ろに、「国際都市としても」という文言を入れていただきたいと思います。

村澤会長 ちょっとこれは大きな問題ですね。これは広い意味を示すんじゃないでしょうか。小泉委員のおっしゃる意味も含んでいるわけです。

それでは、ご意見出ましたけれども、17ページの所はそのままにしましょう。では、37、38ページ、よろしゅうございますでしょうか？

(「そうですね」の声あり)

はい、それでは、第4章について修正箇所は以上で最終としましょう。次に、何かありますか？

太田委員 この文言は関係ないんですけど、33ページ6行目、「県都に相応しい総合的なスポーツ施設」とありますね。こちら辺が、次のいわゆる具体案の中では出てくるんでしょうか。ちょっと念のために質問だけです。

村澤会長 基本計画はどうなっていますか。

<事務局> すいません。基本計画の重点プログラムのほうですね。そちらの中のまちづくり戦略プログラムに「健康とスポーツの振興プログラム」というのがございます。

村澤会長 何ページですか？

<事務局>

194ページ。4番目に「総合的なスポーツ施設の整備」というのがございまして、「県都に相応しい、総合的なスポーツ施設の整備に向けた取り組みを進めます」と。具体的には、少しその下の枠を見ていただきますと、総合的なスポーツ施設の推進ということで、事業としては、「体育館を含めた、総合的な屋内施設の早期着工に向けた取り組み」ということで、具体的な事業を挙げております。

大田委員

はい、ようわかりましたんですけどね。

関連して、新産業都市って出ていましたね。津インターチェンジ付近ということで、そこら辺とは全然関係ないんですか。

<事務局>

今、言いました、総合的な屋内運動施設は、まだ場所は限定をしておりますので、検討していく段階では、いろんな候補地を検討していくということになると思います。

大田委員

はい、結構です。

村澤会長

具体的な建設とかそういうことになれば、場所的なことも制約されてくると思いませんけども、まあ計画ですから。

それでは、「まちづくり施策体系」、これについてはよろしいですか？

(「異議なし」の声あり)

それでは、「第5章 重点プログラムの編成とその展開方向」。まず、一番上の重点プログラムの編成、41ページのエリア設定。これは、ひょっとしたら、どの分科会も検討していないかわかりませんね。編成については、よろしいですか？

(「はい」の声あり)

それでは、次の「具体的なプログラムの展開方向」。ここでは、いくつかのプログラムを各分科会で区分けして検討してもらっています。

42ページですが、いくつかプログラムを立ち上げてもらっているわけですけども、そのプログラムをいくつか、各三つの分科会に分けて検討していただいたんですけども、いかがですか？

北村副会長

ちょっと一つ、よろしいでしょうか。

42ページの真ん中へん、また新産業ですが。新産業という言葉が消えて、「新たな産業交流拠点」に先ほど書き直していただきましたね。ですから、ここも新産業交流拠点ではなく「新たな」というふうに直していただいたほうがいいのかと。

<事務局>

先ほどもご説明させていただきましたように、新産業交流拠点という名称はそのまま

まで、それを具体的にわかるようにという形で、文章で直させていただいておりますので、ここは名称ということでご理解をいただければということで、お願いいたします。

村澤会長

よろしいですか？

(「はい」の声あり)

まちづくり戦略プログラムが合計六つ立ち上がっておるわけですがけれども、よろしいですか？

それでは、次、「元気づくりプログラム」。ここも同じように、 が第1分科会、 が第2分科会、 が第3分科会で検討してもらったわけですがけれども。はい、岡野委員。

岡野委員

45ページの「元気な人づくりプログラム」で、先ほど解説いただきましたけど。この32ページは修正されているんですが、45ページのこの内容は織り込まれていないように思われるんですけど。国立大学法人三重大学から以降、ずっと書いて、特に「また、津市げんき大学においては」という、この内容が元気な人づくりプログラムの中に修正されていませんね、と思っているんですが。

村澤会長

この辺はどうですかね。

<事務局>

この元気づくりプログラムの中は、基本的には以前にもご説明したかもしれませんがけれども、昨年度から元気づくり事業というのを進めておまして、そうした事業をもとにこのプログラムを編集しております。新しいまちづくりの仕組みをつくる、そういった事業を位置付けているわけですがけれども。

したがいまして、やはり主としてたとえば、元気な人づくりをどうしていくかというときに、三重短期大学というのは市の機関でございますので、短期大学に、その地域連携センターを置いて、そのもとで先ほどの前のほうの修正の取り組みをしていきたいと考えておまして、45ページの元気な人づくりプログラムの上から3行目を見ていただきますと、「市内の大学や地域との連携の仕組みをつくっていく」。この中に、先ほどの修正の文章が入ると考えております。

いずれにしても、これから具体的に大学間連携、あるいは大学地域連携の仕組みをつくっていくということになりますので、そのもとになる文書が、ここになるというふうに理解しております。以上です。

村澤会長

はい。ほかに何か。

岡野委員

添付資料、こちらの表のほうは「ご意見を踏まえ、基本構想、次のとおり修正します」と書いてあるので質問したわけですが、「修正します」というのは、どういう

ことなのかなと思った。これでいいんですか？

村澤会長

はい。大田委員。

大田委員

おそらく、今の件に関しましては、32ページの「(2) 高等教育機関との連携充実」の中へ修正として織り込んでいますね。だからと、私は解釈したんですが。二重になりますから。

<事務局>

すいません、この資料のほうの2分の2ページの資料の所ですけども。45ページの所に書いてございますが、この考え方は32ページにこのように修正をしましたということですので、よろしくをお願いします。

村澤会長

はい、岡野委員、お願いします。

岡野委員

だから、内容的にはこのままですということですね。そういうことですね、わかりました。

村澤会長

主旨の内容は、既に32ページの中に記述してあるということで、ここの部分はこのままだということ。それで、ご理解よろしいか？

(「はい」の声あり)

はい。それでは、元気づくりプログラム から 、五つを取り上げていますけれども、よろしいでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

はい、特にご意見がないようですから、これで審議委員会の意見としては、ここまでにしましょう。

木下委員

すいません。先ほど言葉の説明で、その最後の52、53の用語説明に「生きる力」を入れるということで、ある部門の担当の職域の中ではよく使われていて、よくわかるということがありまして、市民の目線でわかるようにということで、生きる力の説明を入れますということになったんですが。それと同じように元気な人づくりプログラムの所に、「共育」。これは耳で聞くと、「教育って教える、育てるかしら？」と思ってしまふんですが、「共に育てる」という、本当に地域との連携というのはこれからとても大事になってきますので、ここも一つ引用の後ろの所に、どういうことを求めているか、この「共育」という言葉を使っているかという説明を入れていただけたら、ありがたいと思います。いかがでしょうか？

村澤会長            ちょっとごめんなさい、「共育」という言葉の解説を入れるということですか？ 4  
5 ページのどの部分でしょうか。

木下委員            の所です。5 行目。

村澤会長            ああ、この「共育」ね。なるほど。

<事務局>           「共育」は確かに共に育てるという造語ですので、これについての考え方というの  
は、最後の用語説明の中へ入れさせていただきたいと思います。

村澤会長            はい、そうしてください。

水井委員            ちょっとよろしいですか？  
強調する部分とか、単語、固有名詞等にかぎ括弧がついておるんですけども、も  
う一度整理していただいて、なんでこんなかぎ括弧がついておるのか、ついてないか  
というのが、ちょっと区別しにくい所があるんです。  
一つ4 2 ページに、中段あたりに「中勢北部サイエンスシティ内のあのつピア」と  
書いてあるんですが、これはやっぱりかぎ括弧がつけてもうたほうがですな。何かち  
ょっと読みにくいですもので、お願いしたいと思います。ほかにもそういうのがある  
かもわかりませんが。  
それともう一つ、私ちょっとこだわりで気になるのが、「状況を説明する中で」の  
「中」という表現ですけども、たとえば、17、18 に「進展する中」というのが、  
上から4 行目にあるのと、次のページの2 行目に「迎えた中で」というのがあるんで  
すけど。こういうのはちょっとひらがな表現のほうが適切ではないかと思うんですけ  
れども、ものの中というのは真ん中でいいと思うんですけども、そういうのが、私  
の感じるところだけで、皆さんの意見を聞いていただいて、直していただければと思  
います。

村澤会長            お一人の人が全部書けば、こういう言葉は統一されるのですが、いろんな人が分担  
して書いている関係上、そういう言葉の使い方が、若干、違ってくるかわかりませ  
んね。そこらの所は、あらためて事務局で修正かけていただけませんか？  
  
(「はい」の声あり)  
  
たとえば、かぎ括弧の意味をどういう意味でつけているのか。たとえば、さっきの  
4 5 ページの表、共育の所にかぎ括弧がついているんだけど、それはなぜついて  
いるのか、そこら辺の所、わかりますか？

<事務局>            たとえば、「共育」については、なかなか一般的に浸透していない言葉でもありま  
すので、あえて固有名詞的に括弧をつけておりますし、先ほどご指摘のあった、「あ

のつピア」につきましては、ひらがなが続きますので、ご意見を踏まえて括弧をつけてわかりやすくしたいと考えております。

それから、「なか」についても、ご意見をいただきましたので、少し用語の統一を含めまして、こちらのほうで整理をさせていただきたいと思います。

村澤会長

そうですね。「共育」って、わざわざかぎ括弧つけながら、52ページの用語説明がないとか、ちょっと矛盾点があったんですけれども。それで、きちっとすっきりすると思いますから、もう一遍、修正をかけてください。

杉田委員

同じようにかぎ括弧ですが。また新産業交流の拠点ですけれども。

村澤会長

何ページですか？

杉田委員

23ページ。このタイトルとしては、新産業交流拠点で、文章としては、その内容が「新たな産業交流拠点」となっておりますが。そのあとで出てくる、42ページの所の新産業交流拠点という書き方は、これは、その文章を引っ張ってきたのではなくて、あくまでもタイトルを引っ張ってきたということなら、かぎ括弧をつけていただきたいなと、そういうふうに思いますが。

村澤会長

かぎ括弧の意味はですね。先ほどもきちんとした説明をまだ受けていないんですけれども。

杉田委員

強調になるね。

村澤会長

強調の意味なら、おっしゃるようなことも検討に値しますね。だから、かぎ括弧、ほかにもいくつか使われておるんですけれども、どういう意味で使われたのか、あるいは文章を書く人によって、そういう癖でつけたのか、そこら辺のことを統一していただかないと、今のご意見は、すぐどのとも言えない。よろしく願いいたします。

はい、それじゃ、元気づくりプログラムは、以上で修正を終わらしましょう。

次に、地域かがやきプログラム、これについては各分科会で検討してもらっていなかったですね？それじゃ、地域かがやきプログラムについて、事務局のほうから説明をしてもらって、そして、修正箇所、また指摘されたら補足するということで進めていきたいと思います。

<事務局>

地域かがやきプログラムでございますけれども、これは、第9回目の時だと思っておりますが、地域かがやきプログラムについては、全体への審議としますけれども、必要に応じ、各地区地域審議会からの意見等を踏まえて、主として、各地区地域審議会の委員さんにより、聴取を諮るということをおさして、今、現時点で、少し手元に資料は持ってきていないんです。地域かがやきプログラムについて、ちょっと2点ほどなんですけど、各地区の地域審議会さんから頂戴しておるご意見があります。それ

らが、1月9日に答申を頂く予定ではありますが。それと含めて、単にご意見等もいただくようになっておりますので、そこら辺の寄せていただいたご意見をちょっと見まして、修正とか、そういう対応について、市のほうで、このかがやきプログラムについては少し遅れますが、次回の際に修正箇所等、お示しをさせていただきたいと思えます。

今、現時点で、まだ二つしかご意見をいただけていませんので、もう少し意見がまとまってからご紹介というか、ご説明をさせていただけたらと思えます。よろしくお願ひします。

村澤会長

というような説明で、前回のときに地域かがやきプログラムについては、別途また、全体会で説明するという事になっていたんですけども。

その地域に非常に関連するということもあってですね。地域審議会のほうでは既に議論をされて、それが来月9日に答申として出てくるわけですから、その修正を待つて、もう一度、改めて検討するという事と、いかがでしょうか？

(「異議なし」の声あり)

それで、一応、試案についての修正箇所、あるいは加筆、そういったことについては、この総合計画審議会ではご了解いただいたわけですけども。

岡野委員

すいません。第6章の50、51ページは？

村澤会長

ごめんなさい、第6章についても、これは全体で検討してもらった部分になるわけですけども。

岡野委員

50ページの、修正していただいているんですけど、50ページの下から3行目、「行政サービスの丸の内機能に対する市民の利便性を考慮しつつ、統廃合を含めた見直しに取り組みます」と書いてあるんですけど、12ページの先ほどの説明で、私どもは統廃合という記述を削除してほしいということで、ずっと意見提言をしてきたわけですね。それで、12ページは統廃合という記述は削除されました。この50ページは、まだ「利便性を考慮しつつ」という、ちょっと意味がどうなのかということと、「統廃合を含めた」というのがまだ残っているんですけど、このあたりはどういうことだったんでしょうかと思えますが。統廃合は記述を削除してほしいというふうに言っていますね。私どもとしては、

それから、「利便性」という言葉です。このあたりを、ちょっとご説明いただきたいと思えます。

市民サービスの機能維持ということで提案させていただいておるわけですけども、サービスを低下することなくということですね。

<事務局>

分科会におきまして、同様のご意見をいただけておりますけれども。まず、前提と

しまして、合併後、公共施設が非常に多いと。当然ですけれども、その施設の維持管理経費もかなりあるという中で、たぶんご意見としては、たとえば、統廃合とか見直しが進んだときに、その地域の市民の方々に非常に大きな不便がかかる。あるいは行政サービスを非常に受けにくくなる。そういった地域も多くございますので、そういった所については、そういった面を考慮をするというような意味で書かせていただいています。

ただ、全市的に見たときには、当然、ここの文章というのは、利用頻度が乏しくて老朽化が進んでいる施設ですので、そういったような施設について、地域によっては統廃合を含めた見直しが必要だと考えておりますので、あくまでも全市的に捉えた中での記述とお受け取りいただければと思います。

岡野委員

そういう意味でなくて、「統廃合を含めた」という言葉を削除してほしいという話をして、12ページは統廃合という言葉がなくなったわけですけど、ここはどうして残っているんですかというのが一つなんです。

それからもう一つは、「市民サービスの機能維持を前提として、有効活用できるよう」というふうに提案をしておりますけど、次のとおり修正ということで、意見提言のほうはさせていただいているんですけど、それが何かちょっと違うような感じがするんですけど。

<事務局>

まず、12ページの記述は見直しという形で、簡素な形で表現の見直しを行っていただけますけれども、当然、「統廃合」も見直しの一つの選択肢でございますので、その統廃合を全くやめるというような意味で、この12ページを修正したものではございません。

もう1点は、「有効活用を前提に」ということですので、やはりせつかくある施設ですから、今後、その有効活用を図るための努力をしていくわけですけれども。なおかつ結果的に利用頻度が乏しく老朽化が進んでいる施設というような場合には、やはり施設の維持管理コストというものを考えて、そういったものを、他の行政サービスに振り向けていくことが必要なのかなということで、こういった表現にしております。

したがいまして、「施設の有効活用を図る」という点につきましては、少し記述の箇所を考えたいと思います。そうじゃないですか？ その「有効活用」というようなお話ですよ？ 施設の有効活用を図ってというお話でございますので、そこら辺については、今ある、この施設を有効活用していくことが非常に大事なことで、その点の記述について検討したいと思います。

北村副会長

50ページの記述を変えていただけると理解してよろしいですか。

<事務局>

ちょっとよろしいですか。

行革の観点ですが、きょうは総合計画ですから、行革の面では、たとえば12月で津市には勤労青少年ホーム、これが非常に古くなって、それでこの間、議案を出しま



したが、一つの施設の取り壊しというか。そういう機能はほかで考えていきましょうと。その代わり施設自体は、耐震が今、説明が担当でありましたように非常に耐震度も危ないということで、これは施設としては廃止という感じです。

それから、これは直接ではないけど、たとえば教育が、今やっている学校の統廃合の関連ですね。統合化の。それで、非常に子どもが少なくなって、これは地域のコンセンサスが大前提です。やはり地域からも、やはり子どもが少なくなったということで、教育力の、きょうもご論議がありましたが、非常に問題というなかで、それを今、教育も地域へ入って統合化を進めていく。

したがって、きょう、ここの構想を進めるためには、やはり行財をやって、その投資効果を、投資を皆さんがおっしゃった所へ振り向けていくという、一つの行財の在り方のなかでは、統廃合というのは避けて通れない、一つの選択肢だと。ただ、その前提は、やはりまちづくりの中に生かすのは生かしていくという形を含めてですね。

ですから、ここでは相矛盾して、行革の見直しと、それから生み出したお金はいかにまちづくりに生かしていくかというところを、その大事な今、委員がおっしゃった論点だと思いますが。行革の面からは、やはり統廃合という表現は避けて通れないと。この文については、行革の一つの前期集中プランという中にも明記してしまして、そういったことは、やはり議会にもお諮りして、一つの考え方というのを出しています。それを個々に実現していくについては、ちゃんと個々の委員の皆様や、それから議会での議決や、そういったものを経てやっていくという前提で、こういう、一つの表現はご理解いただきたいと思います。

岡野委員

よろしいですか。

見直しの中に統廃合があってしかるべきだと思いますけれども、私は「行政サービスの窓口機能に対する市民の利便性」と書いてあるわけですが、これは私どもは「市民サービスが機能低下することなく」というふうなことを言っているわけですよ。だから、いろんな窓口機能だけではなくて、こういう公共施設がいっぱいほかにもあるわけですね。役所だけではなくて運動施設もあるでしょうし、いろいろあるわけですが、そういうことにおける現状機能がどこかで一緒になっても構いません。統廃合があっても構わんわけですが、そういう機能を縮小するとか、いろいろあるかと思いますが、そういうことが行革につながるわけですが。機能低下をすることなくということをお願いしたいということ、今までも提言、ずっと言ってきたわけですよ。私どものグループはですね。

そういうことで、市民サービスの機能維持ということで、させていただいておるわけですが、そのあたりが少し、この内容の文言からいきますと、違うのかなというふうに受けとめているんですけど。

村澤会長

今、ご意見をお伺いいただき、何か追加説明ございますか。

<事務局>

よろしいですか。50ページにつきましては、先ほど骨子を申し上げましたように

行財政改革の推進というような観点での記述になります。

今、岡野委員、おっしゃられているのは、こちらのほうの修正表の中の意見、提言を改めて見ますと、老朽化が進んでいる公共施設については、市民サービスの機能を維持してほしいというようなことでございますので、若干、取り方といいまいしょうかですね。記述の観点が少し異なっているのかなと考えております。

行革のほうの中で、老朽化している施設について機能維持をするというのは行革にはなりませんので、したがって、主旨として、老朽化している施設であっても有効活用しているもの。あるいはその施設がなくなってしまうと市民の皆さんの利便性は損なわれるもの、そういったものについては考慮をして機能維持を図っていくという方法を考えておりますので、よろしく願いいたします。

村澤会長

よろしいですか？

岡野委員

ちょっと違うというか、全然違うと思いますよ。委員長も含め、ちょっと違うじゃないかと言っているわけですから。

村澤会長

いやいや、第2分科会で検討していた内容とはちょっと違うかなと。

岡野委員

全然ちょっと、その行革というのは当然わかりますよ。ですけど、そういうことをやる前提は、機能を低下させないということが前提でしょうと。当然、行革を行うわけですよ。だから、統廃合は当然ですし、あってもしかるべき。そういう見直しがあるかないかわけですけど。たとえば、出張所がなくなったとしても公民館の一部の部屋を借りて出張所にするとかですね、建物が壊れてなくなったとしても今は窓口機能に対する市民の利便性一つですけれども、ほかにもいっぱいあるわけなんで、行政サービスの窓口だけではなくて、ほかのサービス機能というのはあるわけでしょうというふうに言っているわけですね。

だから、サービス機能の維持をしてほしいと。低下をすれば、それなりに行政改革なのかということとは違いますということを行っているわけです。

北村委員

よろしいですか。

今、おっしゃられているのは、行政サービスの窓口機能だけではないよということを言われているんだと思います。ですから、ほかのサービスについても同じように考えてほしいよということなので、この市民サービス全般、窓口機能だけではないよということなので、その「窓口機能に対する」ということを、逆に取ってしまって、まだそのほうがいいのかあということですよ。どうなんでしょう、そういうことですね、はい。逆にそれを取ってしまってもいいものなら取ってしまう。あるいは「ほかの市民へのサービスで利便性を考慮しつつ」というような言葉にするか、そういうふうにしていただいたらどうかというご意見だと思いますが。

<事務局>

今、副会長がおっしゃっていただいた、その窓口機能ということに限定していると

いうところに対するご意見であれば、その部分については削除をして、市民の利便性を考慮しつつというような文章で整理したいと思います。

村澤会長 はい、柏木委員のほうから。

柏木委員 50ページの下から3行目について、「窓口機能に対する」を取るということで了解できるんですが。そうしますと、12ページですが。施設の有効活用は大事だということになります。今、事務局の「どのように有効活用するかを記述すればいいんですね」というような発言もあったわけ。有効活用するためには、今言うように「公民館を行政の窓口として活用する等」、あるいは利用目的を拡大する、変える。エリアを変える、それから稼働率を上げる等、何かいろんな方法があると思いますが、それを多少記述していただいて、「利用のしやすさの工夫を行いながら」というふうに書いていただきたいと思います。

「利用のしやすさへの」というのは、この言葉としておかしいですが、「利用しやすさへの工夫」というふうに書いていただいて、さらにどういうふうにご利用しやすさを書いていただくと、より良い、市民はわかるんじゃないかと思います。

村澤会長 言うのは簡単ですが、具体的にどう書くのですか？

柏木委員 今、言うように第1分科会でよく議論されたのは禁煙の話でした。公共施設での禁煙を徹底してほしいということを、随分時間を割いて議論をされたんですが。たとえば、禁煙を推進するのも利用のしやすさかもしれませんし、目的を変えて利用者しやすさを考えます等。「工夫を行いながら」の工夫を行うわけですから、何か方策があるんじゃないかと思うんですね。

村澤会長 その辺の記述について、何か事務局でご意見ございますか？

<事務局> 今、基本構想の段階で、公共施設の有効活用の仕方についての具体的な記述はございませんけれども、前期基本計画の中で223ページになりますが、私有財産利活用計画とかです。あるいは、ファシリティマネジメント、そういったような記述をしております。

ただ、この記述をもってしても、今、柏木委員がおっしゃった、具体的にどうやって工夫していくのかという所はまだ出ておりませんので、非常に施設の有効活用というのは大事な視点ですので、少し例示として盛り込めるものについて検討をしたいと思います。

柏木委員 では、お願いします。

村澤会長 それでは、何かほかにご意見ございますか？

それでは、「第6章 構想を推進するために」について、これでよろしいですか？

(「はい」の声あり)

それでは、用語説明ですけれども、「生きる力」とか「共育」とか、そういったことについて記述を追加していただくということですね。

それでは、きょうはこの試案についての最終的な総合計画審議会での修正ということで議論していただいて、この修正については、新たに修正箇所がそういった所で修正して、事務局のほうがそれを各委員に知らせていただくわけです。

<事務局>

今回のいただいた箇所を出します。

村澤会長

箇所だけですね、はい。では、それはまとめてまた、各委員にお知らせいただくということでよろしく願いいたします。

濱野委員

一つ追加は無理やと思いますけど、34ページの活力のあるまちづくり。この項目の1番を初めから終わりまで、さっきから何べんでも読んでいますけど、一番の問題は後継者の問題です。農業にしる、林業にしる、水産業にしる、商業にしる、後継者の問題なもんで、もう無理かもわかりませんが、もう一項目丸でつけてもらって、後継者の問題につきましては商工会議所、商工会、商店街組合、農林水産関係団体なども協力して取り組んでいただきますということを、何か入れていただけないかなと思います。

<事務局>

今、提案いただきました、ご指摘いただきましたことについて、大変大きな問題であろうかと思っておりますので、入れる方向で検討をさせていただきたいと思いません。

村澤会長

よろしく願いいたします。

別所委員

26ページの「まちづくり骨格形成」でちょっと質問してあるんですが、「道路整備計画、ただいま策定中」ということで、これはいつ出来上がるんですか？全津市としての道路整備計画が進んでおると書いてますが。

<事務局>

すいません。道路整備計画につきましては、今年度、総合計画と一緒に、同時に策定を併せてしておりますので、来年度の4月から予定をさせていただいております。

別所委員

この場所へは出してもらえないの？ 大事な問題だと思うんですよ。

<事務局>

すいません。資料としてお出しすることは、今もパブリックコメントでもホームページ等でお出ししているものもございますので、現段階のものということであれば、資料としてお出しさせていただくことは可能と考えていますので、また準備をさせて

いただきたいと思っています。

別所委員

今の修正版の26ページの程度では、皆目わかりませんので。

村澤会長

それでは、資料として次の全体会の時間、それまでに準備できたらお出しいただきたい。

<事務局>

現段階のもので、分科会にしる、全体会にしる、どちらか早いほうに準備をさせていただくような形で、させていただきたいと思います。

別所委員

続いてもう1点、今の鈴鹿島崎線、河芸島崎線の問題なんですが。鈴津道路を北川知事の時から言うておって、だんだんやっておった筈なんですが、ここに書いてもらってあるのは、今から10カ年計画の中でやるようなつもりでありますというような書き方なんですが、本当にこれをやる気があるのかなのか。その辺も、これはきょうの審議とは違いますけど、ちょっと私、しっくりした形に受け取れませんので、あれができれば、三重大学の近辺の朝の渋滞は解消すると思います。あの辺の渋滞については、大変困ってみえる方がおるとしますので、その辺をちょっと肝に銘じて進めていただけたらなと。10カ年計画ではちょっとあきません。それもまだ、やるつもりですというて、走るかもわかりません。ひとつよろしく願います。

村澤会長

併せてその辺の所、もし可能なら説明していただけますか？

<事務局>

はい。基本計画のほうになるんですが、基本計画の186ページの重点プログラムという所を、もしお持ちであれば、ご覧になっていただきたいと思いますが。重点プログラムのこの「海を開くまちづくりのプログラム」という中に「河芸町、島崎町辺の整備」ということで、これは前期基本計画の5年間ということ、重点的に取り組んでいくということ具体的に挙げさせていただいてございますので、よろしくお願い申し上げます。

村澤会長

はい。吉田委員。

吉田委員

35ページですけど、「安定した雇用の確保」という所の最後の所ですね。ニートとかフリーターというのを削除して、「また、退職者の能力活用に取り組みます」という所なんですけど。やっぱりそういう非就職者とか失職者とか、そういう言葉を入れたほうがいいのではないかなと思っているけど、退職者だけの活用じゃなくて、やっぱり今はね、ニートとかフリーターというのは非常に問題になっておるので。それをええ意味ではなくて、非就職者とか、失職者というような言葉で入れていただいたらどうかと思いました。

村澤会長

退職者だけではなくもう少し広げてはどうかというご意向なんですけれども。は

い、ではお願いいたします。

<事務局>

ニート、フリーター、正規のほうも入っている。退職者につきましては、今、問題になっています、団塊の世代が退職者の活用ということになってございますので、取り上げています。

吉田委員

それは、やっぱり文章で出さんとね。議論を聞いておる人はそれでいいけど、この文章を読んでいる人は、そんな退職者なんか、定職のない人と失職者は入りません。

村澤会長

もうちょっと、この退職者の意味合いを広めると、正確にするということで記述をお願いしたいと思います。

内山委員

しかし、この問題は第3分科会で相当議論をしたわけです。その結果、あえてこの段階で、ニート、フリーターという用語を使って総合計画に書き入れるのは適切かどうかと。

吉田委員

だからね。英語で書いてあるから、そういう意見ね。だから、日本語にしたらいいんですよ。

内山委員

いやだからね。そういう人は、今、ニートとかフリーターもですね。ここの市も、そういう問題をここで取り上げるのはいかがかという議論になって、やはりそれは削除したほうがよかろうと。その代わりに、団塊の世代を含めた退職者等の人材を活用することを明らかにした方がいいと、こういうことでこういう意見が分かれたわけです。

吉田委員

まあだけど、一般の人がこの文章を見たら、やっぱりそういう問題は抜けていると思います。

内山委員

社会的に問題になっておることは、十分認識はしておるんですよ。したがって、原案では、市当局は出されたわけですけども。総合計画の中で、ニート、フリーターという位置付け、活用というのはどういう意味だろうか。

吉田委員

要するにそういう方々はね、やっぱり定職につけるということは、必要なんでね。団塊の世代も当然必要なんだけども。

内山委員

それはですね。だから、それをあえてここで記述しなくても、もう当然、大きな社会的な問題ですからね、という議論をしました。

<事務局>

ごめんなさい。その議論で、こちらも単に削除をさせていただいたというわけではございませんで、その3分科会のほうの議論をお聞きをいたしまして、あえてこれは

基本構想のほうでございますので、ニート、フリーターという言葉は直接出さずにですね。

前期基本計画のほうではですね、139ページになってまいります。こちらの「勤労者福祉と雇用の推進」という項目、139ページからの中で、社会問題に。139ページの「(2)雇用機会の創出」という項目の中で、「近年、社会問題にもなっているニート、フリーターの自立支援」というようなことについてでも触れさせていただいておるということで、こちらで表現にさせていただいたと、こんなふうにさせていただいています。

村澤会長 必ずしもニート、フリーターという言葉じゃなくて、この退職者というのをもう少し広がるような言葉を入れたらどうかという、そういう意味ですね。

内山委員 かえって、認めるような表現はちょっと適切ではないかなと。

村澤会長 そういう表現をむしろ表に出さずに、もう少し退職者だけでなく広い意味になるような文言があったら、検討してもらわないかん。

内山委員 それはいいと思いますね。はい。

吉田委員 非就職者とか、失職者とかね。

村澤会長 そこら辺の所、事務局でもう少し調整してください。

<事務局> はい、検討をちょっとさせていただきます。

それと、先ほどおっしゃっていただきました、後継者問題の項目を一つというご指摘なんですけども、これは、構成上、この白丸はご存じのとおり各項目になってございまして、一つ後継者という項目自体を増やすということは、なかなかちょっと構成上も難しいかと考えております。基本項目の中では、後継者問題とか、ここの各項目の中で必要な所には後継者問題を添えさせていただくとか、基本計画の中では、当然、後継者問題に触れておりますので、ここの基本構想の各項目で、必要な所に対しては後継者問題を入れさせていただくと、こんなふうに整理をさせていただければと思います。

村澤会長 はい、いろいろご意見を出していただいて、事務局から対応してもらったんですけども、だいたい一応、検討する材料はこれで終わりたいと思います。

それでは、お知らせも含めて事務局のほうからご連絡いただきたいと思います。

<事務局> どうも基本構想のご審議、ありがとうございました。いただいた中で修正箇所については、また整理をしまして、次回、皆様にお示しをさせていただきたいと思います。それで、今後の審議についての進め方について、ちょっと事務局案として提案をさ

せていただきたいと思います。資料5を見ていただきたいと思います。1月に入りましたら基本計画試案の審議を、重点的に集中的にお願いをしたいと思っております。それで、これもかなりのボリュームがございますので、一つ提案として、これまでのように分科会方式で分かれていただいて、集中審議をお願いしたいと思います。

基本計画は、基本的にその各分野、目標別に整理がされておりますので、その中で、それぞれの関係の所を、まず意見を出していただいて、審議。その後、全体審議で、本日のような形でまとめていただくということで、どうかと思っております。

ちょっと日程的にも、また考えたいと思うんですが。たとえば、1月分科会ということですと、1月8日とか9日ごろはいかがでしょうか。2回目は、1月17日、18日ごろはいかがでしょうか。それから、3回目が全体会議として考えておりますが、1月30日ごろはいかがでしょうか。この辺、検討していただきたいと思います。

それで、各分科会で審議をしていただく内容が、資料5のそれぞれの分科会の担当ごとに整理をしていただければと思うんですが、以上でございます。

村澤会長

いよいよ最終のまとめの段階に入るわけですが、きょう検討していただいたことを念頭に置いて、今度は基本計画の審議に入るわけです。

それで今、お話にありましたような日程で、三つの分科会でやはり検討するというほうが一番いいんじゃないかということですね。この三つの分科会を立ち上げて、従来のようにでも、メンバーが入れ替わっても、結構でございますから。そこで、テーマというかプログラムごとに深く検討していただく。そして、1月30日、これは予定ですけども、全体審議で終了という手順を進めたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか？

(「はい」「結構です」の声あり)

村澤会長

それでは、分科会の日程は、一度閉会してから、分科会ごとに日程を決めていただくことにしたいと思います。30日の全体会議では、できるだけ大きな修正というか、もうほとんど了解をしていただくような形でさせたいと思っておりますから、分科会で深く検討しておいていただきたいと思います。

それでは、分科会のことについては、これで全体会議をここで閉めたいと思っておりますから、その後で。一応、メンバーは書いてあります。これも一応、仮のメンバーですから、もし変更される方は変更するというので、とりあえず、分科会を立ち上げていただきたいと思います。

それでは、これで全体会議を終了したいと思います。あとは分科会の日程を決めるということをお願いしたいと思います。

どうも本日は、ご苦労さまでございました。

- 終了 午後5時10分 -